

大阪市阿倍野区役所職員表彰要綱

制 定 平成 26 年 2 月 6 日
最近改正 令和 7 年 5 月 20 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、所属長表彰実施要綱（平成 21 年 2 月 1 日付総務人大 345 号）に定めがあるもののほか、阿倍野区役所職員表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰事由)

第2条 表彰は、「阿倍野区人材育成基本方針」で掲げる「自ら学び考え行動する『自律した職員』」をめざし、「質の高い区民サービスの提供」等に寄与し、次の各号のいずれかに該当する者又はグループに対して行う。

- (1) 質の高い区民サービスの提供に努め模範となったもの
- (2) 効果的・効率的な業務改善や業務の簡素化・効率化の実践に関し顕著な功績のあったもの
- (3) 職員どうしの協力・連携に努め、チーム力の向上に貢献するような功績のあったもの
- (4) 職員のモチベーションの向上に貢献するような功績のあったもの
- (5) 区民との対話的なコミュニケーションに努め、区民サービスの向上の模範となったもの
- (6) その他、特に表彰を適當と認める業績又は行為があったもの

(審査を行う者)

第3条 表彰事由の審査は、大阪市阿倍野区役所職員表彰審査委員会が行う。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、区長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年一定の時期を定めて行う。但し、必要があるときは、隨時これを行うことがある。

(表彰の推薦)

第6条 各課長は、職員が第2条の規定に該当し、表彰に値すると認めるものがあるときは、「阿倍野区役所職員表彰推薦書（様式1）」を区長に提出しなければならない。

(表彰を受ける者)

第7条 区長は、「阿倍野区役所職員表彰推薦書」の提出があったときは、表彰審査委員会を招集し、表彰者の選考を行わなければならない。

(施行の細目)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 1 月 26 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 2 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 5 月 20 日から施行する。

推薦番号

(様式 1)

阿倍野区役所職員表彰 推薦書

| | |
|---------------------------------|---|
| 被表彰候補者 | 担当名 氏名 |
| 件 名 | |
| 推薦事由 (※実施済みの ものに限りま す) | <input type="checkbox"/> 質の高い区民サービスの提供に努め模範となったもの <input type="checkbox"/> 効果的・効率的な業務改善や業務の簡素化・効率化の実践に関し顕著な功績のあったもの <input type="checkbox"/> 職員どうしの協力・連携に努め、チーム力の向上に貢献するような功績のあったもの <input type="checkbox"/> 職員のモチベーションの向上に貢献するような功績のあったもの <input type="checkbox"/> 区民との対話的なコミュニケーションに努め、区民サービスの向上の模範となったもの <input type="checkbox"/> その他、特に表彰を適當と認める業績又は行為があつたもの <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <input type="checkbox"/> 業務内 <input type="checkbox"/> 業務外 </div> |
| 功績等の内容 | |
| その他特筆すべき事項 | |

推薦者

担当課名

氏名